

小諸市上下水道一体 W-PPP 導入に向けた
公民共同企業体評価基準

令和7年12月

小諸市上水道課・下水道課

目次

1 本評価基準の位置づけ.....	1
2 決定方法の基本的な考え方.....	1
3 評価会議の設置.....	1
4 評価の流れ.....	3
5 参加資格評価.....	4
6 提案評価.....	4
(1) 評価方法.....	4
(2) 適切な業務実施ができる者の候補の決定.....	4
7 適切な業務実施ができる者の候補の提案内容の取扱い.....	4
8 評価項目及び配点.....	5
(1) 参加資格評価.....	5
(2) 提案評価.....	6

1 本評価基準の位置づけ

本評価基準は、小諸市が、既存の公民共同企業体である水みらい小諸が、上下一体での事業運営を適切に実施可能であるか評価するための方法、評価基準等を示したものである。

2 決定方法の基本的な考え方

小諸市では、平成30年に公民共同企業体の「株式会社水みらい小諸」（以降、「水みらい小諸」と表記）を設立し、令和元年より指定管理者制度と水道法の第三者委託を併せて、同社が指定管理者として水道事業の運営の一部を担っている。これまでの取り組みにより、安定的な事業運営は当然のこと、業務の効率化やサービス品質の向上、地域人材の活用などが図られてきた。

一方で、本件では水道事業における指定管理業務に加え、下水道事業に関する業務、施設等の更新に関する業務が付加されることとなるため、これらの業務を確実に実施することのできる体制が構築されるか、また事業開始後にどのような効果が想定されるかについて確認を行うなど、水みらい小諸が本件の事業者としての適格性を有するか否かについて、確認を行う必要がある。

そのため、小諸市業務委託に関するプロポーザル実施取扱要領に準拠し、既存の公民共同企業体（以下、「対象事業者」と言う）の参加資格要件を確認する「参加資格評価」に加え、「上下水道一体ウォーターPPPあり方検討委員会」（以下、「あり方検討委員会」と言う）の提言を踏まえた小諸市上下水道一体W-PPP導入評価会議（以下、「評価会議」と言う）による「提案評価」という2段階の評価体制を構築する。

3 評価会議の設置

小諸市は、専門的知見からの意見を聴取するために評価会議を設置し、公平かつ客観的な評価により適切な業務実施ができる者を決定する。評価会議委員はあり方検討委員会の委員と小諸市職員2名の合計7名とする。

なお、評価会議は評価結果を小諸市に報告し、小諸市はこれを基に適切な業務実施ができる者であるかを決定する。

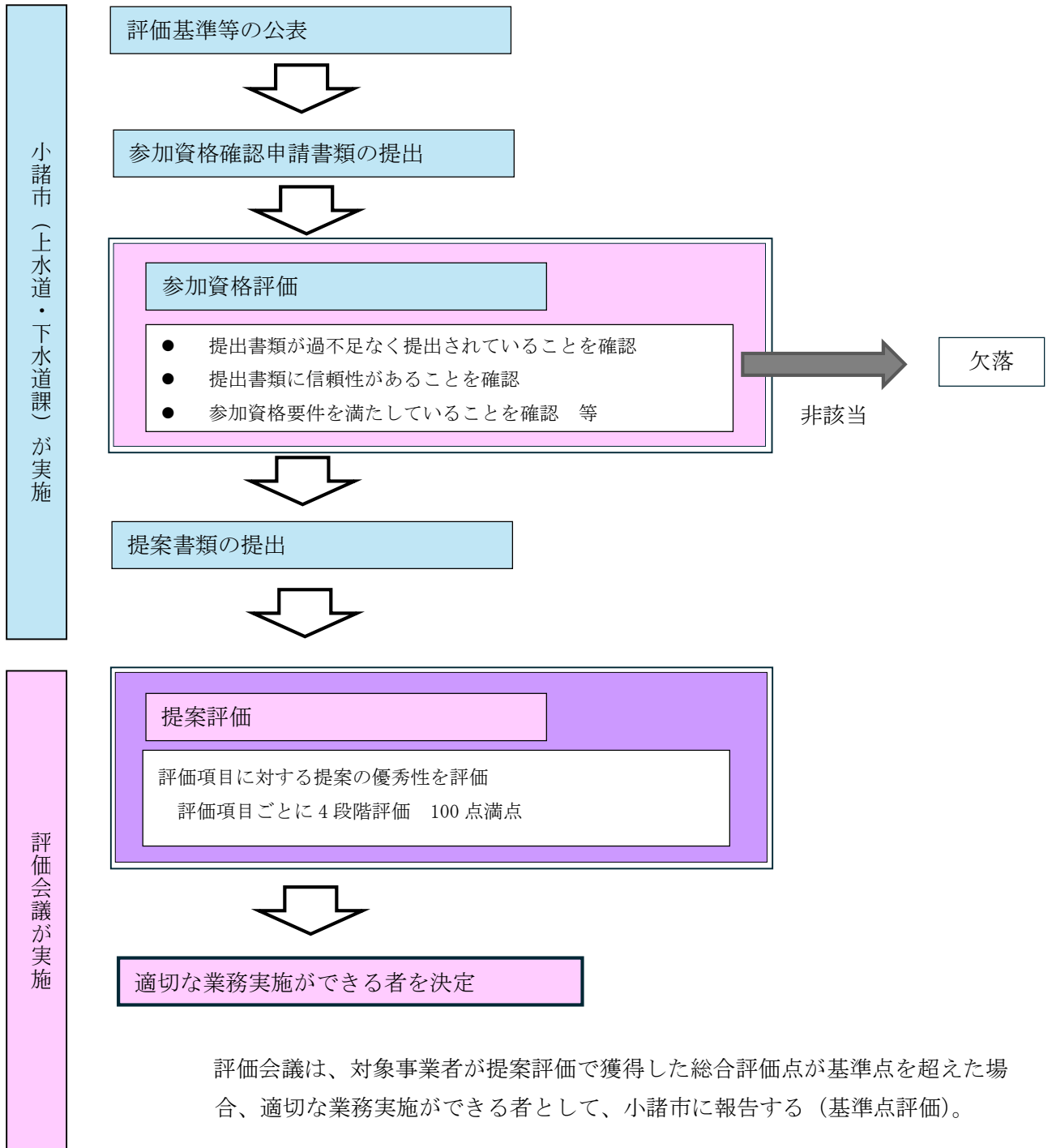
評価会議 委員

区分	氏名	所属	
あり方検討委員会	加藤 裕之	東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 下水道システムイノベーション研究室 特任准教授	
あり方検討委員会	難波 悠	東洋大学大学院 経済学研究科 公民連携専攻 教授	
あり方検討委員会	秋葉 忠彦	公益社団法人日本水道協会 水道技術総合研究所 主任研究員	
あり方検討委員会	新井 智明	地方共同法人日本下水道事業団 ソリューション推進部 上席調査役	

あり方検討委員会	沼澤 由憲	長野県総務部 財産活用課 課長	
小諸市職員	柳澤 学	小諸市役所 総務部長	
小諸市職員	小林 和弘	小諸市役所 建設水道部 下水道課 課長	

4 評価の流れ

評価の流れは次のとおりである。



※ 評価に係る書類の整理、評価項目の得点の計算、集計等の取りまとめは小諸市（事務局）が行い、評価会議に報告する。

5 参加資格評価

小諸市は、既存の公民共同企業体である水みらい小諸が業務を実施するために必要な参加資格要件を満たしているかどうかを確認する参加資格評価を行い、要件を備えていない場合は欠格とする。

6 提案評価

(1) 評価方法

評価会議の委員（以下、「評価委員」と言う）は、公民共同企業体が提出した提案書について、提案評価を実施する。提案評価は、原則、文章で記載された内容（以下「文章内容」という。）で評価する。図面又はイメージ図等（以下「図面等」という。）は、文章内容を理解するための補足資料として用い、文章内容と図面等に矛盾がある場合は、文章内容を優先する。

提案評価の評価項目及び配点は8ページのとおりとし、評価委員は、評価項目ごとに次に示す4段階評価を行い、評価に応じて計算された評価項目の得点の合計点（100点満点）を評価点とする。

ただし、本件評価をする上では、基準点評価に変更するものとし、基準点は50点とする。

提案者は、評価会議でプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。それらは、提案書の内容を評価委員が正しく理解するために実施するものである。

評価	評価の意味合い	得点化の方法
A	当該評価項目において、秀でて優れていると認められる。	配点×1.0
B	当該評価項目において、優れていると認められる。	配点×0.7
C	当該評価項目において、評価可能な点が認められる。	配点×0.3
D	当該評価項目において、評価できる点が認められないため失格	配点×0.0

(2) 適切な業務実施ができる者の決定

評価会議は、各評価委員の評価点の平均（小数点第3位まで計算し、小数点第3位を切り上げる。）を総合評価点とし、基準点評価の場合は、総合評価点が基準点を満たす場合のみ適切な業務実施ができる者として決定し、小諸市に報告するものとする。

7 適切な業務実施ができる者の提案内容の取扱い

公民共同企業体の経営及び事業運営は、適切な業務実施ができる者の提案内容（評価会議のヒアリング等に対して回答した内容を含む。）を指針として、実施するものとする。

8 評価項目及び配点

(1) 参加資格評価

ア 基本事項

- ①小諸市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ②法律行為を行う能力を有していること。
- ③破産法に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと。
- ④会社更生法に基づく更生手続開始の申立がなされていないこと。
- ⑤民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- ⑥会社法に基づく会社の特別清算の申立がなされていないこと。
- ⑦地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる入札参加停止の事由に該当するものではないこと。
- ⑧暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制の下にある団体ではないこと。
- ⑨参加資格確認申請の提出期限の日から過去2年間に不渡手形又は不渡小切手を振り出していないこと。
- ⑩法人税、消費税及び地方消費税、小諸市の税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税）並びに水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- ⑪評価委員会の委員又は委員が属する法人又はその子会社若しくは親会社でないこと。

イ 事業実施体制に関する事項

過去10年間（平成27年度から令和7年度）のうちに、以下のすべての実績を有すること。ただし、実績については、当該企業の親会社及び当該企業グループ（親会社、子会社、関連会社）を含むものとする。なお、親会社とは当該者に対し会社法第2条第4号に規定する親会社にあたる法人の受託実績をいうものとする。

- ①国内の給水人口4万人以上の水道事業又は同規模の水道事業への水道用水供給事業において、浄水施設・配水施設の運転及び維持管理業務を継続して5年以上実施した実績。
- ②国内の水道事業において、管路施設の管理業務（修繕等）を1年以上実施した実績。
- ③水道法第24条の3に基づく第三者委託の実績。
- ④下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条に規定する国土交通省に備える「下水道処理施設維持管理業者登録簿」に登録されている者であること。
- ⑤下水道処理施設運転管理業務の同種・類似の業務の受注実績として、標準活性汚泥法による下水道終末処理場の運転管理業務の受注実績が過去5年間に連続2年間以上あること。ただし、下請けは受注実績としない。
- ⑥水道事業に係るアセットマネジメント又は更新計画策定業務を受託した実績を有すること。
- ⑦公共下水道に係るストックマネジメント又は更新計画策定業務を含めた業務について統括管理を行った経験を有する者を本事業に配置できる見込みがあること。

(2) 提案評価

項目

評価項目	評価の視点	配点	
① 対象事業者の能力、体制面に関する評価			
基本方針、ビジョン	・あり方検討委員会の提言等を踏まえた本事業の基本方針、ビジョンが示されているか。	10	30
事業運営方針、事業理解	・本事業に関する目的・背景、市上下水道事業が抱える課題・運営方針に対する理解が適切か。 ・経営に対するリスク要因とリスクが顕在化した際の対応策が適切か。	5	
本事業の運営体制・実績	・本事業実施に必要なとなる人員配置、配置人員の資格及び実績、役割分担が適切に示されているか。 ・現状の維持管理状況を踏まえた更新計画等の策定方針が適切か。 ・更新業務の発注体制・方針、発注情報に関する情報管理・セキュリティが適切か。 ・その他本事業の実施に際し、有用な実績や有効な体制を有しているか。	15	
② あり方検討委員会を踏まえた事業方針に関する評価			
信頼が得られる上下水道サービスの提供	・指定管理業務の受託にあたり、安全、安心な水の安定供給、生活排水処理に向けた考え方が適切に示されているか。 ・予防保全の観点から、上下水道施設の機能、性能を確保するための考え方が適切に示されているか。 ・ライフサイクルコスト又は環境負荷を低減するための上下水道施設の更新、維持管理、修繕又は運営上の工夫が適切に示されているか。 ・上下水道事業運営支援業務について具体的対策が示されているか。	10	60
緊急時対応・危機管理	・事故予防策、事故発生後の再発防止策の考え方は適切か。 ・災害時又は異常時（水質、施設の異常、漏水、保安等）への対応策の考え方は適切か。 ・事業継続に対する考え方が適切に示されているか。 ・災害発生時の復旧対応の迅速化が図られるよう、上下水道事業で一体的な災害体制が構築されているか	10	
技術力の向上と承継	・公民共同企業体の人材育成に関する考え方、地域人材の確保や具体的な人材育成（OJT、研修、訓練）手法が適切に示されているか。 ・公民共同企業体への上下水道の技術力の蓄積、承継についての考え方が適切に示されているか。	10	

	<ul style="list-style-type: none"> 市職員の技術継承、研修に関する考え方が示されているか。 		
円滑な業務開始・引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業に関する円滑な引継ぎに向け計画が適切に示されているか。 令和9年4月から公民共同企業体が指定管理業務を遂行できる体制が示されているか。 	5	
上下水道事業一体化の効果	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道業務を共通化することによるコスト削減（維持管理コスト等の削減）やサービス品質の向上に向けた考え方が示されているか 	10	
新たな業務に対応するための体制構築	<ul style="list-style-type: none"> 施設・管路の更新業務や下水道事業に関する業務を着実に実施できる体制が構築されているか 	15	
③ 事業運営に伴う地域経済・広域化に対する考え方			
市内経済への寄与、市民理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 小諸市の経済活性化に寄与できる提案が示されているか。 広報・市民理解の向上に向けた取組について示されているか 	5	10
近隣上下水道事業への展開	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の上下水道事業への展開について、具体的な事業提案やアプローチの方法が示されているか。 	5	
合 計		100	